



# 150㎡未満の飲食店にも 消火器の設置が義務化！



平成28年12月22日に、新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け、消防法施行令が一部改正され、飲食店への消火器具設置基準が変わりました。

## <<改正の概要>>

飲食物の調理を目的として、**火を使用する設備又は器具**がある150㎡未満の飲食店においても、**2019年10月1日**からは、**消火器具の設置が必要**となります。

ただし、火を使用する設備又は器具に、次の装置等が設けられている場合は、これまで同様、消防法令による設置義務は生じません。

### ① 調理油過熱防止装置

鍋の温度の過度な上昇を感知して、自動的にガスの供給を停止する装置。

### ② 自動消火装置

厨房設備の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置。

### ③ 圧力感知安全装置

過熱によるカセットボンベ内の圧力上昇を感知し、自動的にカセットコンロへのガスの供給を停止する装置。



### 調理油過熱防止装置

右のマークが付いています。



都市ガス用 LPガス用

当該改正令によっても、消火器具の設置義務が生じない飲食店においては、延べ面積50㎡以上で消火器具を設置するよう、鹿児島市火災予防条例で定めています。

また、改正令でも条例でも消火器具の設置が生じない飲食店については、万一の火災に備え、消火器を設置することをお勧めします。

## お問い合わせ

鹿児島市消防局予防課 ☎099-222-0970 鹿児島市中央消防署 ☎099-285-0119  
鹿児島市西消防署 ☎099-254-0119 鹿児島市南消防署 ☎099-269-0119